

自転車乗車用ヘルメット着用促進制度をご活用ください

【問合わせ】 防災交通課 ☎ 84-0628

主な条件

- ◇ヘルメット着用者は半田市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されていること
- ◇令和3年4月1日(木)から令和4年2月28日(月)の期間にヘルメットを購入し費用の支払いを完了していること

補助対象者(ヘルメット着用者)

- ◇児童生徒等 平成15年4月2日から平成27年4月1日までに生まれの方
- ◇高齢者 昭和32年4月1日以前にお生まれの方

**補助対象経費** 安全認証(SGマーク等)がある自転車乗車用ヘルメット(新品)の購入費用

**補助額** 補助対象経費の2分の1で、上限2,000円

**申請期間** 令和3年4月1日(木)から令和4年2月28日(月)まで

**申請方法** 次の①②③をご持参のうえ、④⑤を防災交通課窓口までご提出ください(補助対象者が児童生徒等の場合は、保護者が「申請者」となります)。

- ①申請者のご本人確認ができるもの(例 運転免許証、マイナンバーカード等)
- ②安全認証が確認できるもの(例 ヘルメット、保証書、取扱説明書等)
- ③申請者名義の振込先口座が分かるもの(例 通帳)
- ④補助金交付申請書兼契約書兼実績報告書(所定様式)
- ⑤領収書等の写し(申請者またはヘルメット着用者の氏名、販売店名、領収日、領収金額(ヘルメットの購入単価が分かるもの)、購入品名(ヘルメット代等)の記載があるもの)

※所定様式は窓口で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。



▲市ホームページ

高齢者の運転免許自主返納をした方へ、バス・タクシー券をお渡しします

【問合わせ】 防災交通課 ☎ 84-0628

交付内容

- 以下のいずれかから1点を選択
- ◇半田市公共交通バス利用券(18,000円分)
- ◇半田市タクシー利用券(5,000円分)

対象 以下の要件をすべて満たす方

- ◇免許返納日及び申請日時点において、本市の住民基本台帳に記録されており満65歳以上であること
- ◇申請日時点において、運転免許を自主返納されて1年以内であること

**申請方法** 防災交通課にて申請書類を提出してください。

申請時にお持ちいただくもの

- ◇申請による運転免許の取消通知書の写し
- ※「申請による運転免許の取消通知書」は、警察署等で運転免許の自主返納の手続きをとった際に窓口で交付される書類です。
- ◇本人確認書類
- ◇委任状(代理申請の場合のみ)
- ◇代理者の本人確認書類

